

## 除染用仮置場の設置状況

住宅や道路側溝除染作業による除去土壌などは、防水性と耐久性のある大型土のう袋（フレキシブルコンテナなど）に梱包し、敷地内での作業が完了次第、町が設置・管理する地区用仮置場で一定期間※保管することになっています。

現在は町内4箇所で、仮置場の設置や造成が行われています。

搬入用仮置場が未設置の地区では、除染作業の際に必要なため、地域と協働して候補地の選定や基礎調査を進めています。

※国が除去土壌等を一定期間、安全に集中的に管理・保管するため、大熊町と双葉町に設置する中間貯蔵施設へ搬出するまでの期間



仁井田地区仮置場



久来石地区仮置場



鏡田地区仮置場



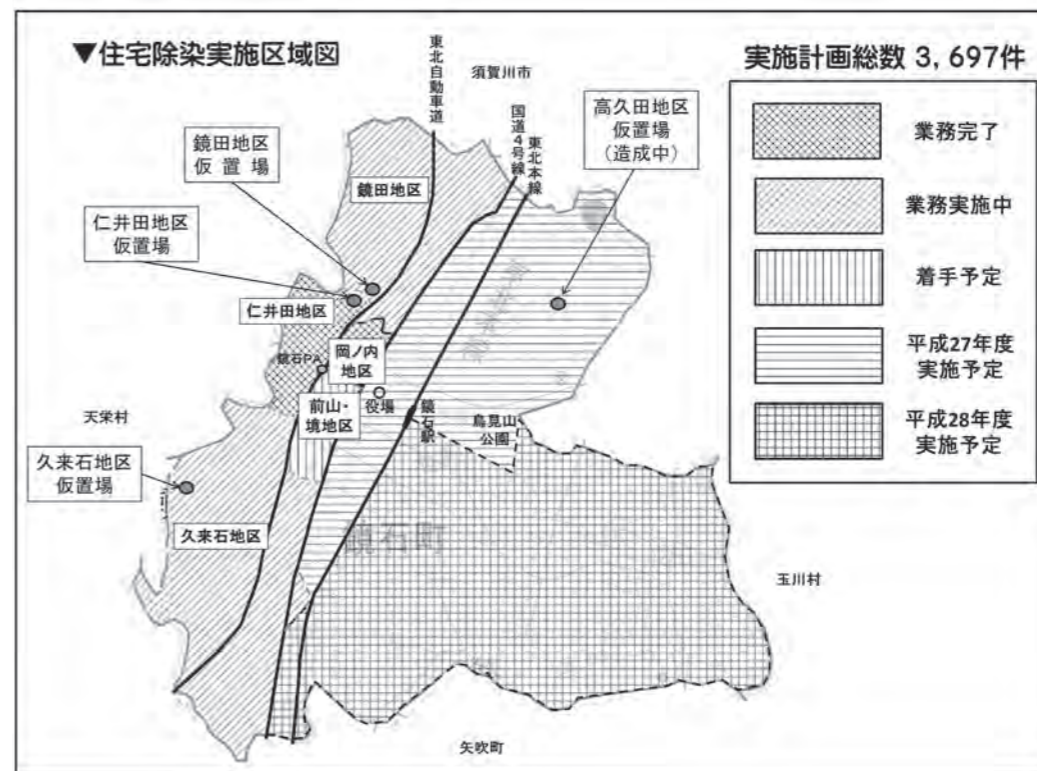
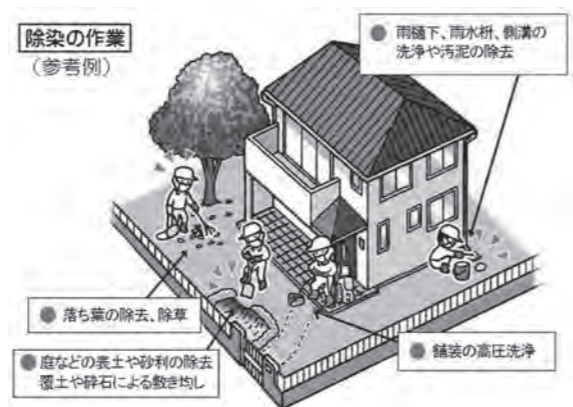
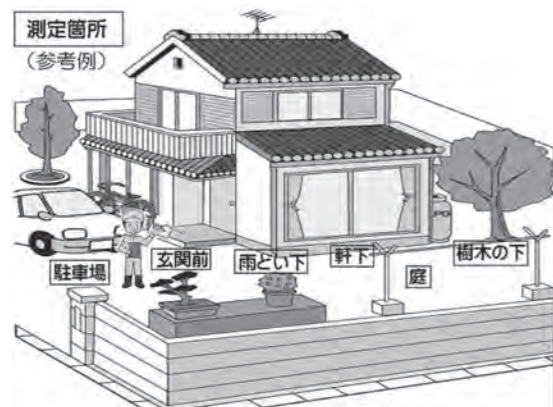
高久田地区仮置場（造成中）

## 住宅除染の主な手順（委託業者による一連の作業）

1. 日程調整のうえ空間線量の事前調査を行います。環境省除染ガイドラインによる宅内測定ポイントで、事前線量測定（高さ1m※）を行い、その平均値を基に、国の除染基準により次のとおり実施内容を決定します。
2. 1の結果を後日お知らせし、除染を実施する箇所がある場合は、除染範囲や内容を示した作業計画を説明し、ご了解いただいたら同意書を提出して頂きます。
3. 作業日時を調整し、除染作業を行います。
4. 作業後の線量を測定し、低減効果確認を行います。
5. 除去土壌等を仮置場に搬出し、現場の作業は完了。
6. 後日、作業後の結果をお知らせします。

空間線量率の平均値	除染の内容（対象）
平均0.23マイクロシーベルト毎時以上	敷地全体を除染
平均0.23マイクロシーベルト毎時未満だが、一部で1mで0.23マイクロシーベルト毎時を超える箇所有り	超えた箇所について付近を部分的に除染
1mで0.23マイクロシーベルト毎時を超える箇所無し	線量調査にて業務終了

※環境省の見解によると、くぼ地、樹木の下、雨どい下放流部や集水枒などの局所範囲では、1mで0.23マイクロシーベルト毎時を超える箇所（マイクロスポット）以外にも、地表面（1cm）においては比較的線量が高い箇所もありますが、放射線は距離による減衰率が大きいため、日常生活空間での身体に受ける線量には直接の影響はありません。



住宅除染の実施状況をお知らせします



町では、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画を策定し、比較的平均空間線量の高い西側地域から、住宅や道路側溝の除染作業を進めています。町からの委託業者が宅地内の空間放射線量を測定した結果により、国の実施基準を超える箇所を除去しています。今後も不安を解消し、従来の安全・安心な生活環境を取り戻すため、皆様のご協力をいただきながら、放射線量の調査・除染を行ってまいります。

▼問い合わせ先  
原子力災害対策室  
☎ 94 1 2 0 5 6

平成 26 年度末の状況（完了、実施中及び着手予定）

行政区	区域（小字）	件数
仁井田区、鏡石4区	仁井田、岡ノ内（役場交差点北側）	335 件
鏡田区（4号線西側）	深内町、鏡田かげ沼町、川崎町、蒲之沢町、大池、五斗時町	205 件
久来石区	小栗山、城ノ内、桜岡、久来石、久来石南	233 件
仁井田区、鏡石4区、さかい区	岡ノ内（役場交差点南側）、前山、境	540 件
合計		1,313 件



宅地内の空間線量の調査



宅地内対象箇所の除染作業



地区内道路側溝の除染作業